

(続)消防法令用語の基礎知識 ～第21回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一步広い知識を求めている人のために

「対象火気設備等」と 「対象火気器具等」

消防法令研究会

火災の被害を極力減らすためには、何と言っても火災を出さないことが第一である。このため、出火防止は、早期発見、初期消火、通報・連絡、火災の拡大防止、…と続く一連の火災対策の最初の対策として位置付けられている。

本稿では、出火防止対策の一つである火気設備等の管理について解説する。

出火防止対策と火気設備等に対する規制

消防法上、出火防止対策として位置付けられるのは、防火管理制度（守備範囲は出火防止だけではないが…）と防火規制、及びこの火気設備等に関する規制である。また、危険物規制は、着火・爆発危険の高い物質を製造し貯蔵し又は取り扱う施設について、火災や爆発の発生防止の観点からハード・ソフト両面について規制しており、出火防止対策の一種としての側面を持っている。

出火防止対策を念頭に置いた規制としては、消防法の他に、建築基準法では、火気使用室に対する内装制限（建基法第35条の2）、建築物に設ける煙突の基準（建基令第115条）などがあるが、出火防止対策の中心となるのは、やはり、火災を出す可能性のある機器等に対する規制だろう。このジャンルでは、ガス事業法（ガス用品の技術上の基準等に関する省令）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令）、電気用品安全法（電気用品の技術上の基準を定める省令）などの規制があり、ハード面で出火防止対策を含む技術基準を定めているほか、点検や維持管理などのソフト面についても様々な規制を行っている。また、規制ではないが、石油ストーブ等については日本工業規格（JIS）で機器の種類ごとに技術基準が定められており、消防法を含めて様々な法令がこの技術基準にリンクして運用されている。

以上のように、日本では出火防止に関して様々な法律に

より規制その他の関与が行われており、消防法の火気設備等に対する規制はそれらの法制度と協同して日本の防火安全を担保する、という仕組みになっている。

火気設備等の基準の全国統一

「火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」及び「火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」に対する規制は、消防法（以下、「法」という。）第9条において規定されている。同条では、上記設備等の位置、構造及び管理のために必要な事項、上記器具等の取扱いのために必要な事項並びにその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村条例で定めることとされている。

この「政令で定める基準に従い」という部分は、以前はなかった。日本は南北で寒暖の差が大きく、暖房器具の状況が地方によって大きく異なるなど、気候、風土により、使用される火気設備等もその使われ方も異なること等から、火気使用設備等に関して必要な事項は、市町村が独自に条例で定めることとされていたのである。

市町村条例は法令に反しない限り市町村が自由に定めればよいものであるが、市町村の参考の用に供するため、消防庁長官から火災予防条例（例）（平成12年11月までは「火災予防条例準則」と称していたが、地方分権改革の一環として改称された。）が示されている。当時、条例（例）では、火気設備等の「位置、構造及び管理」のうち「構造」については他法令で細かい基準が定められているため多くは触れず、主として「位置」に関する規制（可燃性の壁等と火気設備との離隔距離に関する規制）を中心とする規定ぶりとなっていた。

しかし、平成11年9月の市場開放処理推進会議に対し、商工会議所から火気設備等の離隔距離に関する火災予防条

例の規定が市場開放を阻害しているとの問題提起がなされ、これを受け、平成12年3月の市場開放問題苦情処理対策本部（本部長：内閣総理大臣）において、市場アクセスの一層の改善に資するため、「消費熱量の大きい火気設備のうち、離隔距離等の類型化の可能なものについては、平成12年度中にガイドラインを策定し、消防機関に示す。」との方針決定がなされた。

市町村が条例を定める際のガイドラインは前述のように条例（例）で示されているが、商工会議所からの問題提起が火気設備等の国際的な流通の実態を踏まえ国際的な市場開放の観点から起こったこと、条例の内容について市町村によってばらつきが存在するものもあること等にかんがみれば、その地方の気候又は風土の特殊性との関連が少ない規制については、できる限りその内容の全国的統一を図ることが望ましいと考えられた。さらに、全ての市町村が一律に、かつ速やかに規制内容の統一を図るためには、その地方の気候又は風土の特殊性による例外以外には基準に従わない条例を認めない点で法的拘束力のある「政令」で基準を定める必要があると判断された。

当時、国策として進められていた地方分権改革に逆行するかのようになり、平成13年の消防法改正により、市町村条例を「政令で定める基準に従って定めることとされたのは、以上のように、もう一つの国策である市場開放の意向の方が政府部内で強かったことを示すものと考えられる。

対象火気設備等と対象火気器具等

以上のような経緯から、火気設備等の中には、気候・風土の違いから市町村が独自に基準を定めるべきものと、市場開放の視点から基準を全国的に統一すべきものの両方が存在することになった。後者に属する火気設備等（火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるもの）を「対象火気設備等」と呼び（令第5条）、後者に属する火気器具等（火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって総務省令で定めるもの）を「対象火気器具等」と呼ぶ（令第5条の2）こととされている。

対象火気設備等及び対象火気器具等に関する総務省令は、消防法施行規則とは別に「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下、「対象火気設備等省令」という。）」により示されている。

対象火気設備等

法第9条に規定されている「火を使用する設備」とは、

それ自体が火を使用する設備であり、使用形態上移動できないものをいう。具体的には、対象火気設備等省令第3条に定める対象火気設備等のうち、「炉、ふろがま、温風暖房器、厨房設備、ボイラー、ストーブ（移動式のものを除く。）、乾燥設備、サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）、簡易湯沸設備（入力が12キロワット以下の湯沸設備をいう。）、給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。）、燃料電池発電設備、ヒートポンプ冷暖房機」が該当する。燃料電池発電設備（火を使用するものに限る。）のうち、高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池については平成17年の対象火気設備省令の改正により、固体酸化物型燃料電池については平成22年の対象火気設備省令の改正（平成22年総務省令第8号）により、それぞれ対象火気設備等として追加された。

法第9条に規定されている「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」とは、そのものが直接火を使用するわけではないが、その使用が火災の発生源となる危険性を持つものであって、使用形態上容易に移動できないものをいう。具体的には、対象火気設備等省令第3条に定める対象火気設備等のうち「火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。）、放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。）、変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備（4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。）、ネオン管灯設備、舞台装置等の電気設備（舞台装置もしくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。）」が該当する。

対象火気器具等

法第9条に規定されている「火を使用する器具」とは、その使用に際して火災の発生に直接関連する器具であり、使用形態上、移動して使用できるものをいう。例えば、移動式コンロ、移動式ストーブ等が該当する。

法第9条に規定されている「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」とは、そのものが直接火を使用するわけではないが、およそその使用が火災の発生源となる危険をもつものをいう。例えば、電気こたつ等が該当する。

これらを踏まえ、対象火気設備及び対象火気器具を図示すると図1のようになる。

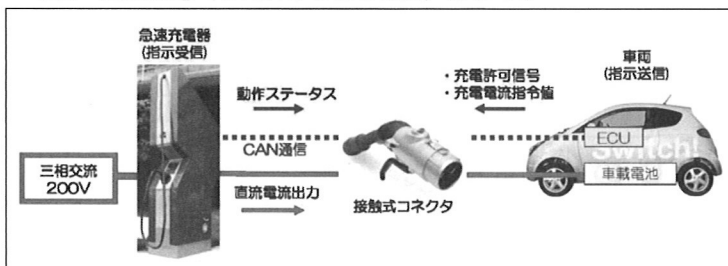
図1 対象火気設備等の整理概念図

火を使用するもの 壁付き暖炉等 炉、ふるがま等 燃料電池発電設備	その使用に際し火災の発生のおそれのあるもの 煙突、避雷設備等 放電加工機、 グラビア印刷機等	火気設備等… 使用形態上容易に 移動出来ないもの等
対象火気 対象火気	設備等 器具等	
移動式ストーブ、 コンロ	電磁誘導加熱調理機、 電子レンジ等	火気器具等… 使用形態上移動して 使用可能なもの等



図2 電気自動車用急速充電設備の設置例

図3 急速充電（CHAdeMO方式）のしくみ



新たな火気設備等

温室効果ガス排出抑制の観点から導入が進められている電気自動車のインフラ設備の一つとして、今後、給油取扱所や商業施設等に電気自動車用急速充電設備（図2及び図3参照）の設置が増加すると予想される。急速充電設備は、主に給油取扱所や商業施設等への設置が予定されているが、給油取扱所におけるガソリン等の可燃性蒸気への着火や商業施設等における建物等への延焼等の火災危険性が想定されることから、急速充電設備が設置される場所に応じた火災予防上必要な安全対策を確保するための技術基準について、平成22年度より消防庁が事務局となって検討会が行われている（電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会（商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策に係る検討）（座長：小林恭一東京理科大学教授））。

急速充電設備については、電圧を下げる機能を有することから変電設備と同様の火災危険性があると考えられるが、対象火気設備として明確化されておらず、各市町村における扱いが定まっていない。市町村の火災予防条例上の扱いが異なることによって急速充電設備の普及に支障が出ることを防ぐよう、今後、対象火気設備等の一種として統一的安全対策が定められる予定となっている。

条例における規制内容

法第9条に規定されている「その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項」には、屋外、屋内を問わず、火の使用に関し火災の予防上危険であると認められる行為に対する規制措置が含まれる。このため、これに関する条例規制の内容としては、「劇場、映画館その他火災において人命の危険を伴う場所における喫煙及び裸火の使用禁止」、「たき火」、「がん具用煙火の消費」、「化学実験」、「溶接作業」、「その他火災予防上危険な行為の制限等」が考えられ、火災予防条例（例）第23条から第28条にその規定例が示

されている。

また、全国的に基準を統一する必要性の高くない対象火気設備等の位置、構造及び管理、対象火気器具等の取扱い並びに火の使用に関する基準については、全国統一的な基準を定めず、従来どおり、地域の実情を踏まえて市町村が定めることとされている。

しかしながら、令第5条の3では、その基準は、火災の予防という趣旨、目的の範囲内で合理的な規制でなければならない、火災の予防という安全に関する規制を超え、対象火気設備、器具等の流通を阻害するような経済的規制に及んだり、人の自由な経済活動を阻害する規制にまで及んだりしないようにしなければならないことが念押しされている。

このような念押しは地方分権改革の趣旨からすると違和感があるが、この部分の改正が市場開放の要請を受けて行われたものであることを考えれば当然のことなのかも知れない。

また、「政令で定める基準」は、全国的に妥当とされなければならないものであることから、その内容は最大公約数的なものにならざるを得ない。したがって、地方によっては、その気候又は風土の特殊性により、政令で定める基準だけでは「火災の予防の目的を十分に達し難い」事態が生ずることもありうる。「基準の特例に関する条例の基準（令第5条の5）」は、そのような場合には、法第9条の規定に基づく条例の制定に関する基準（条例制定基準）に従わず、独自に条例を定めることができることとしている。

ただし、各市町村が令第5条の5を乱用してあまりに独自基準が多くなると、市場開放の促進のために対象火気設備等の基準の全国統一を図った法改正の趣旨に沿わなくなる。令第5条の3は、このような危惧に対する歯止めの意味もあると考えられる。

(H. T)